

松本市立丸ノ内中学校改築事業基本計画・基本設計業務委託 仕様書

業務委託

1 業務名

松本市立丸ノ内中学校改築事業基本計画・基本設計業務委託

2 業務の目的

「松本市学校施設個別施設計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、丸ノ内中学校校舎の老朽化への対応、教育環境の改善を目的として、学校運営を行いながら改築事業を実施するための基本計画・基本設計業務を行うものである。

3 業務の期間

業務委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 6 日（金）まで

4 業務の内容

業務の内容は、下記及び「松本市立丸ノ内中学校改築事業基本計画・基本設計業務委託 特記仕様書」によることとする。なお詳細については、契約後発注者と受注者において協議を行うものとする。

5 建設予定地の概要

建設予定地

ア 所在地

松本市宮淵 3 丁目 6 - 1

イ 敷地面積

約 2 4 , 0 8 8 m²

用途地域

ア 市街化区域

イ 第一種中高層住居専用地域

ウ 建ぺい率 6 0 % + 1 0 %（角地）

エ 容 積 率 2 0 0 %

防火指定

指定なし（建築基準法第 2 2 条区域）

高さ制限

1 2 m 以下（市景観形成基準）、道路斜線、隣地斜線

周辺道路

市道 1 0 1 0 号線 (1 級)、同 1 5 4 8 号線 (2 級)、同 1 5 4 6 号線、
同 1 0 0 9 号線

松本市景観計画景観類型地区

松本北地区

埋蔵文化財包蔵地

城山腰遺跡

6 建築空間の要件

基本設計の中で、計画内容等の確認をしたうえで、各機能の適切な建築空間の構成について検討すること。なお、設置を予定している諸室及びその基本要件は「要求水準書」のとおり。

7 留意事項

成果品の提出場所

松本市教育委員会 学校教育課 学校施設担当

成果品の取り扱い

本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく複製、貸与、公表及び使用してはならない。

なお、提出されたデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図及び完成後の維持管理に使用することがある。

義務

受注者は、本業務の実施に当たり業務の目的を十分に理解した上で、最高の技量を発揮しなければならない。

疑義

受注者が本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合は、総括責任者は、速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。

また、作業内容に変更が生じた場合も同様とする。

瑕疵の修正

受注者は、本業務完了後であっても受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに監督職員及び担当職員が必要と認める修正等を受注者の負担において行わなければならない。

秘密の保持

受注者は、本業務に関して知り得た情報・資料等を他に漏らしてはならない。

8 成果品の検査

受注者は、前記 - 3 により指定された期日までに成果品を納品し、発注者の成果品検査を受けること。

成果品検査において修正を指示された箇所は、直ちに修正すること。

業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに成果品の訂正を行わなければならない。

9 支払い条件

下記の 2 回に分け、適法な請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うこととする。

令和 6 年度支払い限度額 10,060 千円

上記 - 8 - による業務の完了後、契約額から上記 の額を引いた額

10 その他

受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と密着な連携を図りつつ、進捗に応じて発注者の指示により報告を行い、必要に応じて本件に必要な情報収集に活用した資料を提出するものとする。

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については発注者と協議すること。

11 担当

松本市教育委員会 学校教育課 学校施設担当

〒390-0221

長野県松本市大手 3 丁目 8 番 13 号（大手事務所 4 階）

電話番号 0263-33-9847

FAX 番号 0263-34-3206

E-mail g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp